

犯罪被害にあわされた方・ご遺族の方へ

郡山市犯罪被害者等 見舞金等制度のご案内

故意の犯罪行為（殺人や傷害など）により死亡された方のご遺族や重傷病を負わされた方が、被害直後に直面する生活への不安を解消し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする見舞金等制度です。

遺族見舞金

対象者 犯罪により死亡した方のご遺族
金額 60万円

重傷病見舞金

対象者 犯罪により重傷病※を負わされた方
※負傷や疾病により、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院（精神疾患の場合は、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方
金額 30万円

転居費用助成金

対象者 見舞金に該当する方のうち、犯罪により従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居する方
金額 20万円（上限）

その他要件（見舞金・助成金共通）

- ・犯罪被害の原因となった犯罪が行われたときに、郡山市内に住所を有する被害者またはご遺族が対象です。
- ・原則被害届が受理されていることが必要です。
- ・令和4年4月1日以降に発生した犯罪による被害が対象です。

お問合せ先

〈見舞金・助成金について〉

郡山市 市民部 ダイバーシティ推進課
電話 024-924-3351（受付時間 平日8:30～17:15）
メール danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp



↑郡山市のウェブサイトにアクセスできます

〈犯罪被害についての相談〉

公益財団法人 ふくしま被害者支援センター
電話 024-563-3724（受付時間 平日9:00～17:00）



↑ふくしま被害者支援センターのウェブサイトにアクセスできます

〈性暴力等被害についての相談〉

性暴力等被害者ホットライン S A C R A ふくしま
電話 024-563-3722（受付時間 平日9:00～17:00）